

空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付要領

制定 令和元年6月3日建住政第357号

(目的)

第1条 この要領は、「空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）に基づき実施される事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(活動団体及び地域活用の基準)

第2条 要綱第2条第2号及び第3号に基づき、市長が別途定める補助金は、次のものをいう。

地域活動推進費、横浜市地域まちづくり支援制度、ヨコハマ市民まち普請事業、横浜市介護予防交流拠点整備事業、横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業、高齢者生きがい活動促進支援事業、親と子のつどいの広場事業、放課後児童クラブ事業、これらと同等のものと市長が認める事業

(空家が居住その他の実態がないことが確認できる書類)

第3条 要綱第6条第1項第5号に基づき、認められる書類は次のものをいう。

- (1) 電気またはガスの使用中止が確認できる書類
- (2) 宅地建物取引業者が、当該家屋が空家であることを表示して広告していることを証する書面
- (3) その他市長が認めるもの

(市長が別途定める補助金の交付決定が確認できる書類)

第4条 要綱第6条第1項第6号及び第11条第1項第4号に基づき、認められる書類は次のものをいう。

- (1) 市長が別途定める補助金の交付決定通知書
- (2) その他市長が認めるもの

(市長が別途定める補助金の交付予定が確認できる書類)

第5条 要綱第6条第1項第6号に基づき、認められる書類は次のものをいう。

- (1) 市長が別途定める補助金の申請書
- (2) その他市長が認めるもの

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年6月3日から施行する。